

寒川町行政不服審査法施行条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 22 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第 4 号

### 寒川町行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第 1 条 行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。)の施行については、法その他関係法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(弁明書に添付する書面)

第 2 条 処分庁は、次に掲げる書面を保有するときは、法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

(1) 寒川町行政手続条例(平成 9 年寒川町条例第 12 号)第 23 条第 1 項の調書及び同条第 3 項の報告書

(2) 寒川町行政手続条例第 26 条第 1 項に規定する弁明書

(手数料の額等)

第 3 条 法第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定により納付しなければならない手数料(以下「手数料」という。)の額は、次の表に定めるとおりとする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。

交付の方法	金額
日本工業規格 A 列 3 番(以下「A3」という。)までの大きさの用紙の片面又は両面に白黒で複写し、又は出力したものの交付	1 枚につき 10 円
A3 までの大きさの用紙の片面又は両面にカラーで複写し、又は出力したものの交付	1 枚につき 20 円
A3 を超える大きさの用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写し、又は出力したものの交付	実費相当額

2 手数料は、法第 38 条第 1 項(他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による交付を受けるときに納付しなければならない。

3 既に納付された手数料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第 4 条 法第 38 条第 6 項の規定より読み替えて適用する同条第 5 項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定により、経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、法第 38 条第 1 項の規定による交付の求め 1 件につき 2,000 円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第 38 条第 1 項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(準用)

第 5 条 前 2 条の規定は、法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第 38 条第 1 項の規定による交付について準用する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日(平成 28 年 4 月 1 日)から施行する。